

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 日米沖縄返還協定/琉球水道公社引継問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43671

7 関係各省庁との協議

沖・北対第3380号

昭和46年9月21日

外務省アメリカ局長 殿

沖縄・北方対策庁長官

琉球電力会社および琉球水道公社の引継準備について

復帰の際における琉球電力会社および琉球水道公社の引継を円滑に実施するため、当庁としては今後の引継準備を別紙案(1)および(2)のとおり進めたいと考えているので、米側との交渉方をお願いする。

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

沖繩の水道問題に関する各省会議 (×)

(46.12.27)
米北、米保

27日午後、対策庁会議室においておこなわれた
標記会議の概要つぎのとおり。

出席: 対策庁、大蔵省、厚生省、防経施設
庁、外務省 (米保、山崎、米北、耕)

対策庁山崎参事官より、今国会での
協定審議に、沖繩の水道施設の

返還に、明らかな外資が、復帰後の
水に水道施設時の給水事業、就中、米軍

基地経由給水の問題等については、本土水
道法上の統一解釈、その具体的

運用施策等について各省関係者の

GA-6

3342

外務省

理解を深めおきたい旨を言いつて
厚生省水道課の担当者から別

添資料により、復帰後水道法に基づき
行われるべき水道形態、法制

局見解等を説明、討議行われ、要旨以下の通り。

(1) 復帰後の水道形態

^(地元) 沖縄市町村では、^(供給) 水道用水事業者
なる県から給水を受け、市町村が水

道事業者として一般住民及び米軍基
地に対し同一料金で給水するに

と基本的態度として、沖縄水道の
実状から、^(県) 県自身が水道事
業として直接住民へあるいは給水区域
内の米軍基地へ給水する(給水区域外の

米軍については民事契約に基づき給水)等の
運用も給水区域の態様においては、考え

られ得る。地元市町村が^(適)要望して、
形態は前記の如く、別添資料1の

5のケースであるが、^(の由) (お水いせ、今後、復
帰後の実態把握の上、米軍基地

に給水が最善の^(形態) 方策につき決定しておく
要あり。

(2) 基地内給水及び基地経由民需給水等の
水道法地位協定の関連

復帰後、日本政府は物輸送される水道施設の
パイプ部分には~~その~~施設区域内を通

過し、^(米軍) 当該施設区域独自の自家
水道用パイプから^(米軍) XIN-パイプと接続され

2. いるケースが多くあるようあり(実態はまた把握していない), マイン・パイプ
 を通じて更に市町村が給水を受けている場合がある。もし果て施設・区域
 域内の当該パイプ部分について管理不能な場合にはそれは原水の給
 水と見なすべきである(別添. 92. 参照) ので、施設・区域への立入を合
 マイン・パイプの管理が果ては可能となるよう地位協定上の措置が
 考えられるのかこの問題が提起された。これに対し、現在基地内にある水道施
 設(新設)の返還協定が6条により返還されるものは復帰後は提供施設・区域が

う除外をいふことは言うまでもなく、
 本 物理的に分離がむづかしい
 パイプ部分等については地位協定
 2条4項aの共同使用によりパイプ等
 (等)の維持・管理を確保する必要がある。
 同様に、マイン・パイプと米軍独自の自家
 水道との接続、自家水道からマイン・
 パイプへの逆流問題、立ち入り検査
 (水道法上は要とされている)
 等については、関係当事者方において事実
 関係を把握の上で、個々の施設・
 区域の提供条件との関係について
 対処を要する点を検討したい旨コメント
 (本)に
 した。

(3) 料金問題

料金は本質的には給水形態とは

別個の問題と見考えるべきであり、本軍
如後帰後島官用水供給事業の給

水を受ける場合には、本軍料金が一市町
村料金と同額であり、お二一般家庭

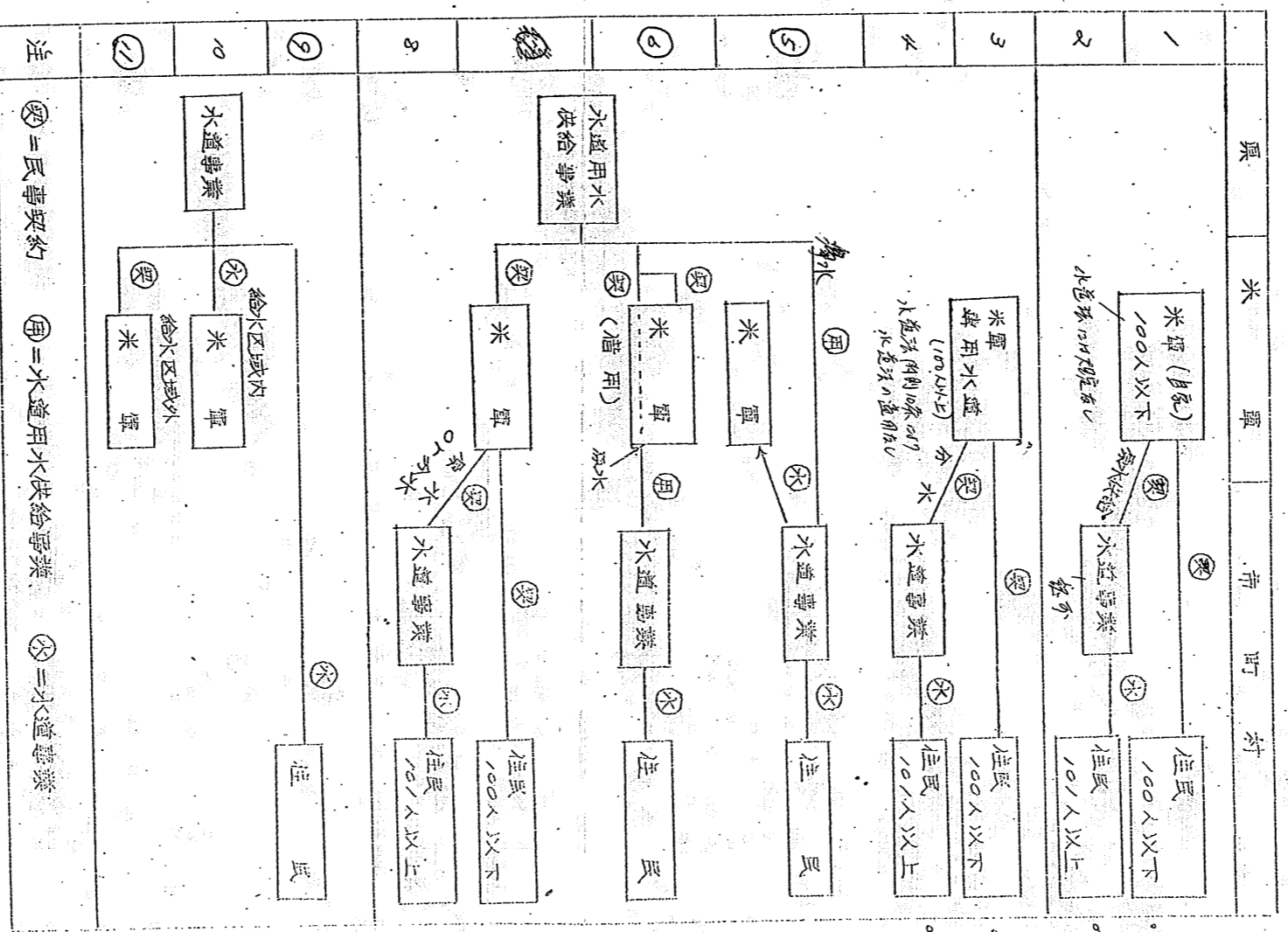
料金よりも相当低くお二も、法律的には
何ら支障がないとの自衛隊のコメントにお

り、厚生省は本軍料金が一一般家庭料金
よりも格段にお二お二お二を表明

お二お二。

12/27

水道の形態—1971



水道球外3珠

10

10

米軍基地に対する給水及び基地経由給水の法律上の取扱いは
法制局見解は下記の通りである。

(質問要旨)

1. 復帰後の沖縄では、県が琉球水道公社の事業を引き継ぎ、市町村に対する水道用水供給事業を行なうとともに、一部辺地の住民に対しては、直接、水道事業者として給水を行なうことが予定されている。他方、米軍基地に対する水道用水の供給について、県が行なう予定であるところ、右の供給は、水道事業に当たるとして、その実施については、水道法第4条第2項による関係市町村の同意を要するとの意見があるが、いかんか、(水道事業者は、給水区域外における一般の需要以外の需要に応じて水道用水を供給することができるか。)
2. 沖縄の米軍基地周辺の一部市町村においては、地勢上、県の供給する雨水を米軍の基地内を經由してでなければ受けることを得ないが、この場合、水道法の適用関係についてどのように解釈すべきであるか。

(回答要旨)

1. 水道法(以下「法」という。)第3条第2項は、水道事業を「一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう」と定めているから、特定の者を対象とした給水事業が水道事業に当たらないことは明らかである。
ところで、お尋ねについての問題点は、県が一方で水道事業者たる地位にたつものである以上、県は、特定の者に、水道事業以外の事業として給水することが法律上可能であるかという点にあるが、その者の所在地が県たる水道事業者の給水区域(法第4条第1項、第5条第2項参照)内にある場合においては認められないというべきであろう。ただし、給水区域は、本来、水道事業者がその区域内の給水需要に算し得る区域として定めるものであるはずであるし(法第14条第4項第4号参照)、給水区域外において、特定の者に水道事業以外の事業として給水すべき合理的な理由は見出し難いからである。
これに対し、その者の所在地が給水区域外にある場合においては、一般の需要に算し得ないにもかかわらず、その者に限って給水することについての合理的な理由が特許される限り否定的に解すべき(いわれはなく、給水先が米軍基地であるとしても、この点を区別する理由はあるまい)。

なお、水道事業者が給水区域外に給水する場合においては、特定の者に対するもの
であり、給水区域の拡張に当たるとして、法律ノの条の手續を要するのではないかと
いう疑問もあるようであるが、法211の給水区域は、水道事業者が専ら地域性に基
して給水する水道事業の区域にほかならないのであるから、特定の者を対象とした給
水事業が水道事業に当たらない以上、このような疑問は当たらない。

2. 水道用water供給事業者が自ら管理することができない配水施設により水道用water供給事
業を行なうことが認められないことはいうまでもないから（法律ノ条第4項、第22
条、第3ノ条参照）、水源地内の配水施設について、業者が管理不可能な場合におい
ては、県は、当該基地内を経由して市町村に対する水道用water供給事業を行なうこと
できない。この場合、水源地は、専ら水道の設置者として県から雨水の供給を受け
るほかはなく、一方、水源地内の専用水道については、法附則第ノの条の規定によ
り法の規定の適用がないから、市町村が当該基地から雨水の供給を受けること
その水は、法的には原水と解するほかはない。

地元市町村の基地給水に関する懸案

那覇市水道局長から伝え聞いたところによると、沖縄（県）内の水道事業者の団
体である沖縄水道協会としては、基地に対する給水は、市町村おいて行なうことと
し、一般住民と同一の料金とすることを決議している。このさい料金体系を現行の
用途別料金体系から口徑別料金体系に変更し、東京都等のように、小口需要者を懸
く、大口需要者には高く定めるべきことを確認している。

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

条約課長 安全保障課長

沖繩の水道内題

67. 1. 6
米北1

1. (A60 在米大領令) シュミツツヤリ

米北1 (加藤) に57し、要旨次のと2ツ
電話連絡越した。

(1) 米領地 1A100 所を以て 軍内用水道
施設中 水道公団に 移管するのを

移管する予定であるが、これに57す。

現在 軍の雇用者と2ツ2115 労働者約
160名もあわせ 水道公団の 現地雇用員
に切り替えて111 意向である。

GA-5

外務省

3347

村角参事官に電話連絡する

軍関係者よりアドバイス
方式：但し、環境助成金100万の
ない。

2

(2) 工事、現在米領地には水道内題の
工事パート数名が117名、これの者は
復旧費200万の形で残してある。

(軍内保費として引当金をアドバイス
して、水道公団の職員とすか—
但し復旧費700— 具体的な方式に
ついては検討中の由)

(3) ついては 水道公団工は復旧後 日本領地
に引き継がれることになり、日本領地の
(雇用員に)
運営方式等を早目に呑み込ませ
る必要があると思ふが、5733省
に2112、(1)は省庁と協議の上、
2112 (2) (3) 内1211 日本領地
工事パートの 沖繩派遣の是非

GA-6

外務省

本願はLT、米2717の必要に依りて
 (11226)
 日本側との会議に依りて用意がある。
 2. 以上に依りて 当方より、たとえは
 (今後)
 自治省等との交渉の方向に水道
 公社の雇員の数に必要以上に
 増えたとを懸念していること(御承知)
 のとおりであり、他には問題ある
 ところかと思ひ、希望の次第は
 直ちに関係方面に取リ進められ
 と述べられた。
 3. 経理大臣(前田喜久)と協力の米
 (今後)
 厚生省、河津庁、自治省の担当者
 連絡の上、至急取組むべき
 協力をすべきこととした。

Jan. 7, 1971

1. MOF 福地氏に
 estimate 212 2100
 tentative figure
 CA70058 2,924,000 LTL
 FA11057 2,325,000 LTL
 増設分の technical assistance 経費
 建設省、上村 2122-14
 (72号24)
 substantiate 3345214
 2. 大衆復興と1971年
 税制の軽減 effective Jan. 1, 1971
 本01070
 (5 pages 2021111)
 3. L量の軽減 160
 8A10 1446 — Transfer
 1A10 Merim 4 運出11号 20
 164 — 26 cm
 162L

建設省
 河川南
 河川南
 河川南
 河川南

自治省の
 河津
 河津

CA. 09106 2014 RDWC の定員 211
OKN 304
米人 19
1410 定員
OKN 281
米人 4
定員の内訳 - 何と云い可い。
米人 8 人 12 人 3 人 2 人
Toch. assistance
米人 23 名 米人 2 名 2014 年
米人 12 名 米人 12 名
米人 recruit 71 名 18 名
米人
米人 向東
米人 移転 (米人)
米人 12 名 米人 12 名 (米人 22 人)

米軍水道施設 → RDWC の移転
(会議記録) 47.1.11.
米人 1 名
日時: 1月11日 2:00 PM. 米
場所: 対策新 B 棟会議室
出席: 大. 厚. 自. 外. 各層
施設. 対策 米人
議事概要: ① 本件移転に伴い. 米軍務局
約 160 名の RDWC への現地雇用切替
の問題につき. 別紙. OHA 作成. 対策
申し入れ案につき. 各層 (自. 外. 各層)
へ通知. 米人へ申し入れ可い。
② 今後の引継準備として. 現地
への水道問題 working group
の発足. Prep com へ 2 通電案
につき. 具体的成果 (90% 把握) 米人
の現地派遣. 調査協議事項等
と各層協議 米人 行可い。

秘

大. 自給. 施設. 外. 対. 厚. 公. 務

在琉米軍の水道施設の水道公社への移転(12/21)マ

(47.1.11 対策庁調整部試案)

0674 8時55分 2:00 PM

1 在日米大使館 シェミッツからの通報に係る疑義等について

(1) 今回(1月27日付)の米軍から水道公社への施設の移転の範囲はどうか。(1971. 7月. 10月. 12月入りスドゥイオに出来るのか)

(2) 公社に移管される軍雇用員は 160名で終わったか理解して貰いか。(新たに移管される施設が追加される等の事情変更があれば別だが---。)

(3) 米人々~5人の agreement は復帰までの期間に限り公社に留まるか理解して貰いか。(日本政府としては人数の如何を問わず復帰後の継続雇用は法制的な面から困難と考えている。)

(4) 日本政府の Technical Assistant 派遣希望の具体的内容如何。

了	時期及び期間	イ	人員
了	被費負担の有無	工	業務内容

(注) 復帰後の渠企業等との関係をどう考えているかに主眼を置いた質問である。

(5) その他参考までに次の諸点について承知したい。

了 統合上水道の維持管理の権限も公社に移されるのか。

イ 軍に対する水の供給料金はどうか改訂されるのか。

2 在日米大使館への申し入れ(案)

返還協定の内閣議案における米親と得られ復旧の日
も七月五日と明確にされた現在、単所有配股を水道公社に
譲渡した後の統合上水道の運営については、その管理運営
面における水道公社の自主性の尊重及公平に行う水の
料金と米帰に行う水の料金との関係等については、沖縄の
住民感情を十分考慮して取り扱われること。

批、琉球政府単行復旧費にのける水道事業の管理運
営主体は、企業経営計算、各種条例、規約の制定、予算
の決定等五復旧費に準備しおけるべきで、その準備のため
には、米側から組にわたる過剰の事業を確保のため、各種の

子一々を入すべしが必要があること、水道公社
あるいは単水道局が十分な用意のもとにその準備に万全
を期す希望があること、更に求まるだけ、所管事項は単水道局に
委ねられた水道公社に委ねるという状態にしておかれたこと
を希望する。

3. 今後の別荘準備の進め方について

(1) 基本的考え方(別荘公倍の比例)。

(2) 細目については、現在よりも拡大するが、次の相次
の5つの事項が主要の課題と思われる。

ア 引越資産(返還施設)の条項1項に付加及び基地の
縮小等(付)日本側には返還施設の追加等の現状

範囲、バリエーション等の確認と分離(条件)必要性
措置の進め方

イ 用地の確定と契約準備等

ウ 提供施設正域内に所在するものについて、

(3) 用地敷の正身

(3) 管理のための米量への取組め(注) 必要提供の条件を

達成するものとする。

(4) 基地用の取水施設からの水圧低下の長滞の取扱い。

(当該長滞を未加工の施設に於て経営主体の確定と共に
伴う者の事項)

(2) 望みの供給条件の調整

(3) 現地側における作業の過程で、必要に応じて厚生
自然環境の保存を求むることとする。